

京都市告示第155号

道路法第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を決定します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から2週間一般の縦覧に供します。

令和5年5月30日

京都市長 門川大作

道路の種類 市道

供用開始の期日 告示の日

路線名及び道路の区域

路線名	区間	延長	敷地の幅員
山科西野山緯 65号線	山科区 西野山射庭ノ上町51番地の2地先から 同区西野山桜ノ馬場町136番地地先まで	メートル 50.00	メートル 47.00～ 67.00
深草緯214号 線	伏見区深草西川原町21番地の2地先から 同区深草藤田坪町1番地の地先まで	335.30	14.00～ 25.00

(建設局土木管理部道路明示課)